

東京大学豊島国際学生宿舎管理運営規則実施細則

平成16年1月7日

管理運営責任者

(趣旨－規則第22条関係)

第1条 この細則は、東京大学豊島国際学生宿舎管理運営規則（以下「規則」という。）第22条に基づき、規則の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定員－規則第6条関係)

第2条 大学院学生（外国人留学生を除く。）に東京大学豊島国際学生宿舎（以下「宿舎」という。）の入居定員の3割を、また外国人留学生に宿舎の入居定員の3割をそれぞれ割り当てるものとする。

(入居申請手続－規則第8条関係)

第3条 入居申請手続は、次により行う。

- (1) 規則第7条第1項第1号及び第2項の者は、様式1「入居申請書」及び様式2「家庭状況等調書」並びに添付書類（所得証明書等）を本部奨学厚生課に提出してこれを行う。
- (2) 規則第7条第1項第2号の者は、東京大学宿舎入居申請オンラインシステムに必要事項を記入してこれを行う。

(入居許可通知－規則第9条関係)

第4条 管理運営責任者は、規則第9条に基づき入居を許可する者（以下「入居許可者」という。）を選考した場合、当該入居許可者に様式3「宿舎入居許可書」により通知し、併せて申請受付番号を公示するものとする。

(入居手続－規則第10条関係)

第5条 入居手続は、次に掲げる書類を入居時に本部奨学厚生課に提出してこれを行う。

- (1) 入居届（様式4）
- (2) 誓約書（様式5）

(入居許可の取消－規則第11条関係)

第6条 入居許可の取消しは、様式6「入居許可取消通知書」により入居許可者に通知して行うものとする。

(宿舎運営費－規則第13条及び第14条関係)

第7条 入居者は、入居時及び入居後、寄宿料、入居者が均等に負担する共用施設に係る経費、退去時清掃費及び損害賠償費を一括した経費（以下この条において「宿舎運営費」という。）を、毎月所定の期日までに、管理運営責任者が指定するところに従い納める。

- 2 宿舎運営費は、退去時に清算して残額がある場合には退去者に返還する。

(寄宿料－規則第13条関係)

第8条 寄宿料の納付については別表に定める方法により行う。

- 2 納付された寄宿料は還付しない。
- 3 入居又は退去の日が月の中途であっても、寄宿料は月額とする。

(光熱水料等－規則第14条関係)

第9条 規則第14条に規定する「光熱水料等」とは、電気、水道、ガス、通信その他の料金をいう。

- 2 前項にいう光熱水料等の経費の納付については、別表に定める方法により行う。

3 入居者が均等に負担する共用施設に係る経費は、外泊、旅行及び帰省等のため不在となった期間についても入居者の負担とする。

(遵守事項－規則第15条関係)

第10条 規則第15条第1項第4号に該当する遵守事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ステレオ、楽器、自転車、オートバイ、放歌高吟及びカラオケなどによる騒音を出さないこと。
- (2) 敷地内での喫煙は指定された場所以外は禁止、空き缶などゴミは所定の場所に捨てること。
- (3) 発火及び爆発の恐れのある危険物又は不潔及び悪臭のある物品は持ち込まないこと。
- (4) 自動車及び自転車等を周辺道路に違法に駐車しないこと。
- (5) ゴミ保管施設及びゴミ容器を清潔に保ち、収集指定場所には指定日以外はゴミを持ち出さないこと。

2 規則第14条第1項第5号に該当する必要事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 入居期間中に、外泊、旅行又は帰省等1週間以上不在となるときは、様式7「外泊届」を事前に宿舎事務室に提出すること。
- (2) 転入手続等官公庁に必要な手続を行うこと。

(共同生活の自主規律－規則第17条関係)

第11条 入居者は、規則第17条に基づいて定められた規約に同意したものとする。

2 規則第17条第4項に規定する措置として、管理運営責任者は入居者の共同生活を円滑にするための要員を配置することとし、その必要経費は入居者の負担とする。

(退去申請手続－規則第18条第1項関係)

第12条 退去申請手続は、様式8「退去申請書」を退去予定日の14日前までに本部奨学厚生課に提出してこれを行う。

(退去事由等－規則第19条第3項関係)

第13条 規則第19条第3項第1号により管理運営責任者が退去を命ずる事由は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 休学（休学の理由が6か月以内の海外修学である場合を除く）
- (2) 停学
- (3) 留学（留学の期間が6か月を超える場合）

附 則

この細則は、平成16年1月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年12月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。